

消セ第1254号
令和元年6月12日

教育庁私学課長 様



成年年齢引下げに伴う集中啓発リーフレット「2022年4月から18歳で契約ができるようになります」の配布・活用に係る協力について（依頼）

日頃から、消費者行政の推進について、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当センターでは、令和4年度（2022年）の成年年齢の引下げに伴い、社会経験の少ない若年者の消費者被害防止のため、消費者教育・啓発を推進しています。

その一環として、今年度新たに、消費者教育の授業等で副教材として活用できるリーフレットを作成しました。若年者に多い契約に関するトラブル事例と対処法について、漫画によりわかりやすく解説しています。

本リーフレットは、府立高等学校1年生の消費者教育の授業や課外授業、またはホームルームの時間に御活用いただくことを想定して作成したもので、府内全高等学校（国立私立を含む）に配布いたします。

つきましては、各学校への配布及び活用に御高配賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、リーフレット「あまーい誘いにご用心！」については、今年度も高等学校2年生に配付します。

大阪府消費生活センター

担当：五味

TEL：06-6612-7500

FAX：06-6612-0090